

村上市下水道工事共通仕様書

平成20年4月1日

目次

| | | | |
|-----|-------------|-------------|-----|
| 第1節 | 総則 | | |
| | 1-1 | 適用 | P3 |
| 第2節 | 諸法令及び諸基準 | | |
| | 2-1 | 諸法令及び諸基準の遵守 | P3 |
| 第3節 | 管きょ工(開削) | | |
| | 3-1 | 一般事項 | P3 |
| | 3-2 | 材料 | P3 |
| | 3-3 | 管路土工 | P4 |
| | 3-4 | 管布設工 | P5 |
| | 3-5 | 管基礎工 | P7 |
| | 3-6 | 管路土留工 | P7 |
| | 3-7 | 埋設物防護工 | P8 |
| | 3-8 | 管路路面覆工 | P9 |
| | 3-9 | 開削水替工 | P9 |
| | 3-10 | 補助地盤改良工 | P9 |
| 第4節 | 管きょ工(小口径推進) | | |
| | 4-1 | 一般事項 | P10 |
| | 4-2 | 材料 | P10 |
| | 4-3 | 小口径推進工 | P10 |
| | 4-4 | 立坑内管布設工 | P12 |
| | 4-5 | 仮設備工 | P12 |
| | 4-6 | 送排泥設備工 | P13 |
| | 4-7 | 泥水処理設備工 | P13 |
| | 4-8 | 推進水替工 | P14 |
| | 4-9 | 補助地盤改良工 | P14 |
| 第5節 | マンホール工 | | |
| | 5-1 | 一般事項 | P14 |
| | 5-2 | 材料 | P14 |
| | 5-3 | 組立マンホール | P14 |
| | 5-4 | 小型マンホール工 | P15 |
| 第6節 | 取付管及びます工 | | |
| | 6-1 | 一般事項 | P15 |
| | 6-2 | 材料 | P15 |
| | 6-3 | 管路土工 | P16 |
| | 6-4 | ます設置工 | P16 |
| | 6-5 | 取付管布設工 | P16 |

| | | | |
|--------------------|------------------|-------|-------|
| 6 - 6 | 管路土留工 | | P 1 6 |
| 6 - 7 | 開削水替工 | | P 1 6 |
| 第 7 節 付帯工 | | | |
| 7 - 1 | 一般事項 | | P 1 6 |
| 7 - 2 | 材料 | | P 1 6 |
| 7 - 3 | 舗装撤去工 | | P 1 6 |
| 7 - 4 | 管路土工 | | P 1 7 |
| 7 - 5 | 舗装復旧工 | | P 1 7 |
| 7 - 6 | 道路付属物撤去工 | | P 1 7 |
| 7 - 7 | 道路付属物復旧工 | | P 1 7 |
| 7 - 8 | 殻運搬処理工 | | P 1 7 |
| 第 8 節 立坑工 | | | |
| 8 - 1 | 一般事項 | | P 1 7 |
| 8 - 2 | 材料 | | P 1 8 |
| 8 - 3 | 管路土工 | | P 1 8 |
| 8 - 4 | 土留工 | | P 1 8 |
| 8 - 5 | ライナープレート式土留工及び土工 | | P 1 9 |
| 8 - 6 | 鋼製ケーシング式土留工及び土工 | | P 1 9 |
| 8 - 7 | 路面覆工 | | P 2 0 |
| 8 - 8 | 立坑設備工 | | P 2 0 |
| 8 - 9 | 埋設物防護工 | | P 2 0 |
| 8 - 10 | 立坑水替工 | | P 2 0 |
| 8 - 11 | 補助地盤改良工 | | P 2 0 |
| 第 9 節 出来形管理基準及び規格値 | | | |
| 9 - 1 | 出来形管理基準及び規格値 | | P 2 0 |
| 第 1 0 節 その他 | | | |
| 10 - 1 | 基本事項 | | P 2 0 |
| 10 - 2 | 施工準備作業 | | P 2 1 |
| 10 - 3 | 後片付け | | P 2 1 |

村 上 市 下 水 道 工 事 共 通 仕 様 書

第1節 総 則**1-1 適 用**

1. 村上市が発注する下水道工事（以下「工事」という。）の施工は、村上市工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、この村上市下水道工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2節 諸法令及び諸基準**2-1 諸法令及び諸基準の遵守**

請負者は、下水道の目的を十分理解するとともに、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令等は、標準仕様書1-41及び以下に示す通りである。

- (1) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (2) 建設省 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月）
- (3) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月）
- (4) 建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について（昭和61年6月）
- (5) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）
- (6) 建設省 薬液注入工事に係わる施工管理等について（平成2年9月）
- (7) 建設省 仮締切堤設置基準(案)（平成10年6月）
- (8) 建設省 建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月）
- (9) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説（2001年版）
- (10) 日本下水道協会 下水道維持管理指針（2003年版）
- (11) 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（2004年版）
- (12) 日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説（1989年版）
- (13) 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説（2006年版）
- (14) 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説(2003年版)
- (15) 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説（2004年版）

第3節 管きょ工（開削）**3-1 一般事項**

本節は、管きょ工（開削）として管路土工、管布設工、管基礎工、管路土留工埋設物防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-2 材料

1. 請負者は、使用する下水道材料が次の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1)鉄筋コンクリート管 | JSWAS A -1(下水道用鉄筋コンクリート管) |
| (2)硬質塩化ビニル管 | JSWAS K -1(下水道用硬質塩化ビニル管) |
| (3)強化プラスチック複合管 | JSWAS K -2(下水道用強化プラスチック複合管) |
| (4)レジンコンクリート管 | JSWAS K -11(下水道用レジンコンクリート管) |
| (5)ポリエチレン管 | JSWAS K -14(下水道用ポリエチレン管) |
| (6)鋳鉄管 | JSWAS G -1(下水道用ダクタイル鋳鉄管) |

JIS G5526(ダクタイル鋳鉄管)

JIS G5527(ダクタイル鋳鉄異形管)

2. 請負者は、管きょ工（開削）の施工に使用する材料については、使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

3-3 管路土工

（施工計画）

1. 請負者は、管きょ工（開削）の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、危険箇所、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に提出しなければならない。

2. 請負者は、掘削にあたって事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し、試掘調査の結果等に基づいて路線の中心線、マンホール位置、埋設深、勾配等を確認しなければならない。さらに詳細な埋設物の調査が必要な場合は、監督員と協議のうえ試験掘りを行わなければならない。

3. 請負者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

4. 請負者は、掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。

（管路掘削）

5. 請負者は、管路掘削の施工にあたり、特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地の状況より安全な工法をもって、設計図書に示した工事目的物の深さまで掘下げなければならない。

6. 請負者は、床掘り仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

7. 請負者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

8. 請負者は、構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり、周辺地盤の緩み、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と協議のうえ防護措置を行わなければならない。

（管路埋戻）

9. 請負者は、埋戻し材料について、良質な土砂又は設計図書で指定されたもので監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。

10. 請負者は、埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。

11. 請負者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突固めなければならない。また、管の周辺及び管頂30cmまでは特に注意して施工しなければならない。

12. 請負者は、埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。また、一層の仕上り厚は、20cm以下を基本とし、締固め密度は90%程度以上に埋戻さなければならない。

13. 請負者は、埋戻しを施工するにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去しなければならない。

14. 請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合には、施工前に排水しなければならない。

15. 請負者は、埋戻しの施工にあたり、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。

16. 請負者は、掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。

17. 請負者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。

18. 請負者は、1工事当たり最低3回以上の締固め密度の計測を行い、その記録を監督員に提出しなければならない。また、監督員から指示があった場合は、締固め密度の計測頻度を変更し、計測しなければならない。

19. 請負者は、当該工事が液状化対策を施すことが必要な工事の場合は、別に定める下水道管路施設(開削)の液状化対策特記仕様書の定めるところによるものとする。

(発生土処理)

20. 請負者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備(シート被覆等)を施すとともに、積載量を超過してはならない。

21. 請負者は、発生土処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。

3-4 管布設工

(保管・取扱い)

1. 請負者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないように十分な安全対策を講じなければならない。

2. 請負者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは、シート等の覆いをかけ、管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。

3. 請負者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑材、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置(冷暗な場所に保管する等)をとらなければならない。

4. 請負者は、管等の取扱い及び運搬にあたり、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取扱い、放り投げのようなことをしてはならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材等をはさみ、受口や差口が破損しないように十分注意しなければならない。

5. 請負者は、管の吊下し及び据付けについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

(管布設)

6. 請負者は、管布設にあたり、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。

(鉄筋コンクリート管)

7. 請負者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。

(1)管接合前、受口内面をよく清掃し、滑材を塗布し、容易に差込みうるようにしたうえ、差口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差込み深さが確認できるよう印を付けておかなければならない。

(2)使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。なお検査済みのゴム輪の保管は暗所に保存し、屋外に野積みにはしてはならない。

(硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管)

8. 請負者は、硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。

(1) ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に納まっているかを確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着しなければならない。

(2) ゴム輪接合において接合部に付着している泥土、水分、油分は、乾いた布で清掃しなければならない。

(3) ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差口管に均一に塗り、管軸に合わせて差口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージ(薄板ゲージ)で確認しなければならない。また、管の挿入については、挿入機またはてこ棒を使用しなければならない。

(4) 滑材には、ゴム輪接合専用滑材を使用し、グリス、油等を用いてはならない。

(5) 接着接合においては、差管の外面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布で拭き取り、差込み深さの印を直管の外面に付けなければならない。

(6) 接着接合において、接着剤を受口内面及び差口外面の接合面に塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。また、塗布後、水や泥がつかないように十分注意しなければならない。

(7) 接着剤塗布後は、素早く差口を受口に挿入し、所定の位置まで差込み、そのまましばらく保持する。なお、呼び径200以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等による叩込みはしてはならない。

(8) 接着直後は、接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。

(9) 圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また水圧試験時に継手より漏水した場合は、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。

(鋳鉄管)

9. 請負者は、鋳鉄管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。

(1) 配管作業(継手接合を含む)に従事する技能者は豊富な実務経験と知識を有し熟練した者でなければならない。

(2) 管の運搬及び吊おろしは特に慎重に行い管に強い衝撃を与えてはならない。また管の据付けにあたっては、管外の泥土や油等を取除き製造所マークを上にし、管体に無理な外力が加わらないように施工しなければならない。

(3) メカニカル継手の継手ボルトの締付けは必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締付けなければならない。また曲管については、離脱防止継手もしくは管防護を施さなければならない。

(4) 配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取外し十分清掃してから接合をやり直し再度試験を行わなければならない。

(切断・せん孔)

10. 請負者は、管の切断及びせん孔にあたり、下記の規定によらなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート管及びダクタイル鋳鉄管を切断・せん孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。

(2) 硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断・せん孔する場合、寸法出しを正確に行い、管軸に直角に標線を記入して標線に沿って、切断・せん孔面の食違いを生じないようにしなければならない。なお切断・せん孔面に生じたばりや食違いを平らに仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は、グラインダー・やすり等を用いて規定(15°~30°)の面取りをしなければならない。

ならない。

(埋設標識テープ)

11. 請負者は、本管の埋戻しに際し、管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後、管理設箇所が道路の場合は、路床部と路盤の間に、その他は監督員との協議により、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。

(マンホール削孔接続)

12. 請負者は、マンホールとの接続にあたり、下記の規定によらなければならない。

(1)マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。

(2)既設部分への接続に対しては必ず、既設管底高及びマンホール高を測量し、設計高との照査を行い監督員に報告しなければならない。

(3)接続部分の止水については、特に入念な施工をしなければならない。

(4)請負者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合には、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。

3-5 管基礎工

(砂基礎)

1. 請負者は、砂基礎を行う場合、設計図書に示す基礎用砂を所定の厚さまで十分締固めた後管布設を行い、さらに砂の敷均し、締固めを行わなければならない。なおこの時、砂は管の損傷、移動等が生じないように投入し、管の周辺には空隙が生じないように締固めなければならない。

(碎石基礎)

2. 請負者は、碎石基礎を行う場合、あらかじめ整地した基礎面に碎石を所定の厚さに均等に敷均し、十分に突固め所定の寸法に仕上げなければならない。

(コンクリート基礎)

3. 請負者は、コンクリート基礎を行う場合、所定の厚さの碎石基礎を施した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し、十分締固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。

3-6 管路土留工

(施工計画)

1. 請負者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。

2. 請負者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。

3. 請負者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。

4. 請負者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。

5. 請負者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け、取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。

6. 請負者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。

(木矢板、軽量鋼矢板土留)

7. 請負者は、建込み式の木矢板、軽量鋼矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 矢板は、余掘りをしないように掘削の進行に合わせて垂直に建込むものとし、矢板先端を掘削底面下20cm程度貫入させなければならない。
- (2) バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。
- (3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。
- (4) 建込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むものとする。(5) 矢板を引抜くときは、埋戻しが完了した高さだけ引抜くこと。
- (6) 矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。

(建て込み簡易土留)

8. 請負者は、建て込み簡易土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 建て込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。
- (2) 土留め背面に間隙が生じないように切梁による調整、または砂詰め等の処置をしながら、建込みを行わなければならない。
- (3) 建て込み簡易土留材の引抜は締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行わなければならない。
- (4) バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。

(鋼矢板、H鋼杭土留)

9. 請負者は、H鋼杭、鋼矢板の打込み引抜きの施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件、施工条件、及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。(2) H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについて、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。
- (3) 鋼矢板の引抜において、隣接の鋼矢板が共上りしないように施工しなければならない。
- (4) ウォータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落着かせなければならない。
- (5) H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。

(支保工)

10. 請負者は、土留支保工の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。
- (2) 土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
- (3) 土留支保工の取付けにあたっては各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。
- (4) 土留支保工の撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

3-7 埋設物防護工

1. 請負者は、工事範囲に存在する埋設物については、設計図書、地下埋設物調査事項、各種埋設物管理図並びに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。

2. 請負者は、確認した埋設物は、その平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作

業中の埋設物事故を防止しなければならない。

3. 請負者は、工事に関係する埋設物を、あらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。

なお、防護方法の一部が管理者施工となることがあるが、この場合には、各自施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。

4. 請負者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならない。

5. 請負者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。

3-8 管路路面覆工

1. 請負者は、覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。

2. 請負者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、上載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。

3. 請負者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑りおよび覆工板の跳上り等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず、覆工板ずれ止め材を取付けなければならない。

なお、覆工板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物等によるすりつけを行うこと。

4. 請負者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬出入に際して、関係者以外の立入り防止に対して留意しなければならない。

5. 請負者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。

6. 請負者は、敷鉄板による路面覆工を行う場合は、表面に滑り止めの対策が施された、鋼製の材料を使用し、その他の現場条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。

7. 請負者は、敷鉄板による路面覆工を施工する場合は、敷鉄板間の段差、隙間、表面の滑りおよび跳上り等に注意し、敷鉄板の落下、バタつき等による振動・騒音、ずれが生じないようにしなければならない。なお敷鉄板と舗装面とのすりつけ部に段差が生じる場合は、歩行者及び車両の通行に支障を与えないよう、縦断及び横断方向ともにアスファルト混合物等によるすりつけを行うこと。

3-9 開削水替工

1. 請負者は、工事区域に湧水、滞水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水をしなければならない。

2. 請負者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプ等を使用するとともに、不測の出水に対して、予備機の準備等対処できるようにしておかなければならない。

3. 請負者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリング等が起らない事を検討するとともに、湧水や雨水の流入水を十分に排水しなければならない。

4. 請負者は、第3項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。

5. 請負者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。

6. 請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流し

なければならない。

7. 請負者は、道路側溝等へ排水したときは道路側溝等の清掃を行わなければならない。

3-10 補助地盤改良工

(薬液注入)

1. 請負者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入剤の安全な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾を得なければならない。

2. 請負者は、薬液注入工事の着手前に下記について監督員の確認を得なければならない。

- | | |
|---------|--------------------|
| 1) 工法関係 | 1. 注入量 |
| | 2. 注入本数 |
| | 3. 注入圧 |
| | 4. 注入速度 |
| | 5. 注入順序 |
| | 6. ステップ長 |
| 2) 材料関係 | 1. 材料(購入・流通経路等を含む) |
| | 2. ゲルタイム |
| | 3. 配合 |

3. 請負者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省通達)の規定によらなければならない。

4. 請負者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」(建設省通達)の規定によらなければならない。なお、請負者は、注入効果の確認が判定できる資料を作成し提出するものとする。

第4節 管きょ工(小口径推進)

4-1 一般事項

本節は、管きょ工(小口径推進)として仮管併用推進工、オーガ掘削推進工、小口径泥水推進工、オーガ掘削鋼管推進工、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工(小口径)送排泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-2 材料

1. 請負者は、使用する下水道用資材が下記の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 鉄筋コンクリート管 | JSWAS A-6(下水道小口径管推進工法用鉄筋コンクリート管) |
| (2) 鋳鉄管 | JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管) |
| (3) 硬質塩化ビニル管 | JSWAS K-6(下水道用推進工法用硬質塩化ビニル管) |
| (4) レジンコンクリート管 | JSWAS K-12(下水道推進工法用レジンコンクリート管) |
| (5) 鋼管 | JIS G3452(配管用炭素鋼鋼管) |
| | JIS G3454(圧力配管用炭素鋼鋼管) |
| | JIS G3455(高圧配管用炭素鋼鋼管) |
| | JIS G3456(高温配管用炭素鋼鋼管) |
| | JIS G3457(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) |
| | JIS G3460(低温配管用鋼管) |
| | JIS G3444(一般構造用炭素鋼鋼管) |

(6)強化プラスチック管 FRPM K201J(下水道推進工法用強化プラスチック複合管)

2. 請負者は、小口径推進の施工に使用する材料については、使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

4-3 小口径推進工

(施工計画)

1. 請負者は、推進工の施工にあたり、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に提出しなければならない。

2. 請負者は、推進箇所において、事前に土質の変化及び捨石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督員と土質・立坑位置・工法等について協議しなければならない。

(管の取扱い・保管)

3. 請負者は、推進管の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。

4. 請負者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。

5. 請負者は、管等の取扱い及び運搬にあたり、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取扱わなければならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材等をはさみ、受口や差口が破損しないように十分注意しなければならない。

6. 請負者は、管の吊下し及び据付けについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

(掘進機)

7. 請負者は、掘進機について掘進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。

8. 請負者は、仮管、ケーシング及びスクリーコンベア等の接合については、十分な強度を有するボルト等で緊結し、緩みがないことを確認しなければならない。

9. 請負者は、基本的に位置・傾きを正確に測定でき、容易に方向修正が可能な掘進機を使用しなければならない。また、掘進機は、変形及び磨耗の少ない堅牢な構造のものでなければならない。

(測量、計測)

10. 請負者は、小口径推進機を推進管の計画管底高及び方向に基づいて設置しなければならない。

11. 請負者は、掘進中常に掘進機の方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。

12. 請負者は、掘進時には設計図書に示した管底高・方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。

13. 請負者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督員に提出しなければならない。

(運転、掘進管理)

14. 請負者は、掘進機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者でなければならない。

15. 請負者は、掘進機の操作にあたり、適切な運転を行い、地盤の変動には特に留意しなければならない。

16. 請負者は、掘進管理において地盤の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わな

ればならない。

(作業の中断)

17. 請負者は、作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。

(変状対策)

18. 請負者は、推進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督員に報告しなければならない。

(管の接合)

19. 請負者は、管の接合にあたり、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つように施工しなければならない。

(滑材注入)

20. 請負者は、滑材注入にあたり、注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。

(仮管併用推進工)

21. 請負者は、誘導管推進において土の締付けにより推進不能とならぬよう、推進の途中では中断せず速やかに到達させなければならない。

22. 請負者は、推進管推進時においてカッタースリットからの土砂の取り込み過多とならぬよう、スリットの開口率を土質、地下水圧に応じて調整しなければならない。

(オーガ掘削推進工)

23. 請負者は、推進管を接合する前に、スクリーコンベアを推進管内に挿入しておかなければならない。

(泥水推進工)

24. 請負者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分確認しながら施工しなければならない。

25. 請負者は、泥水推進工事着手前に掘進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。

(挿入用塩化ビニル管)

26. 請負者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は、計画線に合うようにスペーサー等を取り付け固定しなければならない。

(中込め)

27. 請負者は、中込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。

(発生土処理)

28. 請負者は、発生土、泥水及び泥土(建設汚泥)処分にあたり、発注者の指定した場所に運搬、処分する。特に指定のない場合は、捨場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、発生土及び泥土(建設汚泥)については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。

4-4 立坑内管布設工

立坑内管布設工の施工については、3-4管布設工及び3-5管基礎工の規定によるものとする。

4-5 仮設備工

(坑口)

1. 請負者は、発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。
2. 請負者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。
3. 請負者は、止水器(ゴムパッキン製)等を設置し坑口箇所止水に努めなければならない。

(鏡切り)

4. 請負者は、鏡切りの施工にあたり、地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。

(推進設備等設置撤去)

5. 請負者は、推進設備を設置する場合、土質・推進延長等の諸条件に適合したものを使用し設置しなければならない。
6. 請負者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め故障を未然に防止しなければならない。
7. 請負者は、推進延長に比例して増加するジャッキ圧の測定等についてデータシートを監督員に提出しなければならない。
8. 請負者は、後部推進設備につき施工土質・推進延長等の諸条件に適合した推力のものを使用し、管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置しなければならない。

(支圧壁)

9. 請負者は、支圧壁について管の押込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。
10. 請負者は、支圧壁を土留めと十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。

4-6 送排泥設備工

(送排泥設備)

1. 請負者は、切羽の安定、送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。
2. 請負者は、送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け、掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。
3. 請負者は、送排泥ポンプの回転数、送泥水压及び送排泥流量を監視し、十分な運転管理を行わなければならない。

4-7 泥水処理設備工

(泥水処理設備)

1. 請負者は、掘削土の性状、掘削土量、作業サイクル及び立地条件等を十分考慮し、泥水処理設備を設けなければならない。
2. 請負者は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。
3. 請負者は、泥水処理設備の管理及び処理にあたり、周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。

(泥水運搬処理)

4. 請負者は、凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。
5. 請負者は、凝集剤を使用する場合は土質成分に適した材質、配合のものとし、その使用量は必要最小限にとどめなければならない。

6. 請負者は、泥水処理された土砂を、運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。
7. 請負者は、余剰水について関係法令等に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。

4-8 推進水替工

推進水替工の施工については、3-9開削水替工の規定によるものとする。

4-9 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、3-10補助地盤改良工の規定によるものとする。

第5節 マンホール工

5-1 一般事項

本節は、マンホール工として組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-2 材料

1. 請負者は、使用する下水道材料は、次の規格に適合するもの、またはこれらと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- (1)足掛金物 設計図書または標準図に定める規格に適合するものとする。
- (2)鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4(下水道用鋳鉄製マンホールふた)
- (3)組立マンホール 設計図書または標準図に定める規格に適合するものとする。
- (4)小型マンホール JSWAS K-9(下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール)

2. 請負者は、マンホール工の施工に使用する材料については、使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

5-3 組立マンホール

1. 請負者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の承諾を得ること。

2. 請負者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、原則、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならないこととするが、着手前に監督員の承諾を得るものとする。

3. 請負者は、組立マンホールの据付けにあたり、部材間が密着するよう施工しなければならない。

4. 請負者は、ブロックの据付けにあたり、衝撃を与えないよう丁寧に据付け、内面を一致させ垂直に据付けなければならない。

また、据付け前にブロック相互の接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。

5. 請負者は、マンホール蓋の高さの調整にあたり、調整リング、調整金具等で行い、調整部のモルタルは、十分充填しなければならない。

6. 請負者は、組立マンホールの削孔について、以下の規定によらなければならない。

- (1)削孔位置は、流出入管の管径、流出入数、流出入角度、落差等に適合するように定めなければならない。
- (2)削孔は、躯体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。
- (3)削孔部相互及び削孔部と部材縁との離隔は製造団体の規格によらなければならない。
- (4)削孔は、原則として製造工場で行わなければならない。なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。

(5)多孔の削孔をおこなう場合、近接して削孔を行う場合、割込みマンホール等の場合は、マンホールの補強方法について検討しなければならない。

7. 請負者は、管の取付けについて、以下の規定によらなければならない。

(1)マンホールに取付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。

(2)マンホールに取付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。

(3)マンホールに取付ける管の管底高は、設計図書に示すものを基準とし、マンホール位置を変更した時は、修正しなければならない。

(4)管体とマンホール壁体の接続部分は、漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。

8. 請負者は、インバートの施工について、以下の規定によらなければならない。

(1)インバートの施工は、管取付け部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを確認した後、行わなければならない。

(2)インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。

(副管)

9. 請負者は、副管の設置について、以下の規定によらなければならない。

(1)副管の取付けにあたり、本管のせん孔は、クラックが入らぬよう丁寧に施工し、また管口、目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。

(2)副管の本管への接合は、管端が突出しないように注意しなければならない。

(3)副管の設置は鉛直に行わなければならない。

5-4 小型マンホール工

1. 請負者は、マンホールの設置位置について、設計図書に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工性、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の承諾を得ること。

2. 請負者は、マンホール天端の仕上り高さ及び勾配は、原則、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならないこととするが、着手前に監督員の承諾を得るものとする。

3. 請負者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたり、以下の規定によらなければならない。

(1)基礎工は、マンホール本体に歪みや沈下が生じないよう施工しなければならない。

(2)据付けは、本管の勾配、軸心及び高さ、インバート部の勾配を考慮して施工しなければならない。

(3)インバート部と立上り部及び本管との接合にあたっては、3-4管布設工の硬質塩化ビニル管の布設の規定に準拠して施工し、接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。

(4)鉄蓋及び台座の据付けにあたり、鉄蓋と立上り部の中心線を合わせ、沈下が生じないよう台座及び周辺を入念に締固めなければならない。

第6節 取付管及びます工

6-1 一般事項

本節は、取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-2 材料

1. 請負者は、使用する下水道材料が次の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

(1)プラスチック製ます JSWAS K-7(下水道用硬質塩化ビニル製ます)

(2)鉄ふた JSWAS G-3(下水道用鋳鉄製防護ふた)

2. 請負者は、取付管及びます工の施工に使用する材料については、使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

6-3 管路土工

管路土工の施工については、3-3管路土工の規定によるものとする。

6-4 ます設置工

(ます)

1. 請負者は、ますの設置位置について、土地所有者又は使用者と協議を行った後、監督員の承諾を得て決めなければならない。

2. 請負者は、ます設置工の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。

3. 請負者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し、村上市が定める排水設備の基準を考慮しなければならない。

6-5 取付管布設工

(取付管)

1. 請負者は、取付管布設工の施工については、工事着手前に使用者と十分打合せて位置を選定し、取付管は、汚水が停滞しないように、線形、勾配を定めて、かつ漏水が生じないように設置しなければならない。なお、施工については、土地所有者又は使用者から市指定様式の汚水桝設置同意書による同意を得てから、施工しなければならない。

2. 請負者は、地下埋設物等の都合により設計図書で示す構造をとり難い場合は、監督員の指示を受けなければならない。

3. 請負者は、支管の接合部は、接続前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。

4. 請負者は、取付管とますとの接続は、取付管の管端をますの内面に一致させ、突出してはならない。なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填し、丁寧に仕上げなければならない。

5. 請負者は、取付管の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。

(取付管(推進))

6. 請負者は、取付管(推進)の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、施工計画書に明記し監督員に提出しなければならない。

7. 請負者は、取付管(推進)の施工については、4-3小口径推進工の規定によるものとする。

6-6 管路土留工

管路土留工の施工については、3-6管路土留工の規定によるものとする。

6-7 開削水替工

開削水替工の施工については、3-9開削水替工の規定によるものとする。

第7節 付帯工

7-1 一般事項

本節は、付帯工として舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

7-2 材料

請負者は、付帯工の施工に使用する材料については、使用前に監督員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

7-3 舗装撤去工

1. 請負者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理しなければならない。
2. 請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について速やかに監督員と協議しなければならない。

7-4 管路土工

管路土工の施工については、3-3管路土工の規定によるものとする。

7-5 舗装復旧工

1. 請負者は、舗装復旧工の施工にあたり、新潟県土木工事標準仕様書第1編第3章第6節の規定によるほか、下記の規定によらなければならない。

(下層、上層路盤)

- (1) 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締固めなければならない。
- (2) 各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。
- (3) 均一な支持力が得られるよう路盤を締固めなければならない。

(基層、表層)

- (4) 基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。
- (5) 請負者は、路面復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示等を原形に復旧しなければならない。

7-6 道路付属物撤去工

1. 請負者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。
2. 請負者は、道路施設の撤去に際して、損傷等の悪影響が生じた場合に、その措置について監督職員と協議しなければならない。
3. 請負者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。
4. 請負者は、側溝・街渠・集水ます・マンホールの撤去に際して、切回し水路を設置した場合は、その機能を維持するように管理しなければならない。

7-7 道路付属物復旧工

1. 請負者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 請負者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に報告しなければならない。

7-8 殻運搬処理工

1. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員から請求があった場合は遅滞なく提示しなければならない。
2. 請負者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令等に基づき適正処理するものとし、殻運搬処

理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

第8節 立坑工

8-1 一般事項

本節は、立坑工として管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、路面覆工、立坑設備工、埋設物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、その他これに類する工種について定めるものとする。

8-2 材料

請負者は、立坑工の施工に使用する材料については、使用前に監督職員に承諾を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

8-3 管路土工

管路土工の施工については、3-3管路土工の規定によるものとする。

8-4 土留工

1. 請負者は、土留工の施工については、3-6管路土留工の規定によるものの他、下記の規定によらなければならない。

(鋼矢板、軽量鋼矢板、H鋼杭)

2. 請負者は、土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。

3. 請負者は、土留工の施工において、振動、騒音を防止するとともに地下埋設物の状況を観察し、また施工中は土留の状況を常に点検監視しなければならない。

4. 請負者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みに先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。

5. 請負者は、H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。

6. 請負者は、H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。

7. 請負者は、鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上りしないように施工しなければならない。

8. 請負者は、ウォータージェットを用いてH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落着かせなければならない。

9. 請負者は、H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充てんしなければならない。

10. 請負者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。

(切梁・腹起し)

11. 請負者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替え梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。

12. 請負者は、掘削中、切梁・腹起し等に衝撃を与えないよう注意し、施工しななければならない。

13. 請負者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う切梁・腹起しの取外し時期については、掘削・

コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。

(横矢板)

14. 請負者は、横矢板の施工にあたり、掘削と平行して嵌めるはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。

(安全対策)

15. 請負者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

8-5 ライナープレート式土留工及び土工

1. 請負者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。

2. 請負者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。

3. 請負者は、ライナープレート式土留工の土留め掘削に先行し、探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。

(ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留)

4. 請負者は、ライナープレート土留め掘削に当たっては先行掘削になるため、地盤が自立しているか確認し順次掘下げていかねばならない。又、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。

5. 請負者は、掘削を1リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。

6. 請負者は、1リング組立て完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を確認し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。

7. 請負者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また、土留め背面と掘削壁との間にエアーモルタル等で間隙が生じないようにグラウト注入し固定しなければならない。

8. 請負者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。

(ライナープレート埋戻し)

9. 請負者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3管路土工の規定によるものとする。

(ライナープレート支保)

10. 請負者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。

(ライナープレート存置)

11. 請負者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレートは存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取外すこととし、その処置・方法について監督職員と協議しなければならない。

(安全対策)

12. 請負者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

8-6 鋼製ケーシング式土留工及び土工

(鋼製ケーシング式土留工)

1. 請負者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。
2. 請負者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。
3. 請負者は、鋼製ケーシング式土留工の土留め掘削に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
4. 請負者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出しないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取除かなければならない。
5. 請負者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離を起さないように丁寧な施工を行わなければならない。

(安全対策)

6. 請負者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

8-7 路面覆工

路面覆工の施工については、3-8管路路面覆工の規定によるものとする。

8-8 立坑設備工

(立坑内仮設階段、仮設昇降設備)

請負者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設を設置し、また昇降に際しては、安全帯、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。

8-9 埋設物防護工

埋設物防護工の施工については、3-7埋設物防護工の規定によるものとする。

8-10 立坑水替工

立坑水替工の施工については、3-9開削水替工の規定によるものとする。

8-11 補助地盤改良工

補助地盤改良工については、3-10補助地盤改良工の規定によるものとする。

第9節 出来形管理基準及び規格値

9-1 出来形管理基準及び規格値

1. 請負者は、出来形を、新潟県が定める出来形管理基準により管理するものとするが、別紙1「下水道工事出来形管理基準及び規格値」に定めのあるものについてはこれによるものとする。
2. 請負者は、工事写真の撮影を新潟県が定める写真撮影要領による行うものとするが、別紙2「出来形管理写真撮影箇所一覧表」に定めのあるものについては、これによるものとする。
3. 請負者は、圧送管布設工について管割図を作成し、監督員に提出しなければならない。

第10節 その他

10-1 基本的事項

1. 工事中は、周辺住民等とのトラブルを未然に防止するよう心がけ、予見できる範囲で事前の交渉や対策を講じなければならない。また地元住民等との交渉に当たっては、言動に注意し、誠意を持って接し

なければならない。

2. 請負者は、各種仕様書や施工条件総括表等を熟知すると共に、それらに従って監督員と入念に打合せを行わなければならない。

3. 請負者は、工事の過程で知り得た個人情報等の管理、扱いについて細心の注意を払い、漏洩を行ってはならない。また、個人情報等入った資料が工事に必要なくなった時は、速やかにかつ確実に監督員に提出しなければならない。

10 - 2 施工準備作業

(工事説明)

1. 請負者は、施工準備期間中に、発注者とともに工事説明会を開催するなど、関係住民に必要な周知を図らなければならない。説明会に欠席した住民には説明会資料を持参のうえ、下水道工事に対する理解はもちろん、下水道の主旨等も理解してもらい、工事に協力してもらうよう努めなければならない。

(家屋調査)

2. 請負者は、家屋等の事前調査が設計図書等で示されている場合は、別に定める「下水道工事における家屋調査特記仕様書」により、精度の高いものを提出しなければならない。

3. 事前調査内容は、施工準備作業期間中に、監督員の承認を受けなければならない。なお、承認を受けないで提出した調書は適正な調書と認めない。

(公共基準点及び境界標の調査、管理)

4. 請負者は、工事を施工する範囲及び工事により影響を受ける範囲に、公共基準点並びに土地の権利または占有関係を示す境界標が存在するか調査しなければならない。

5. 公共基準点並びに境界標の事前調査・保全・移設・撤去及び復元等については、別に定める「工事に伴う境界標の取扱手引」により、適切に行わなければならない。

10 - 3 後片付け

1. 請負者は、工事完了後道路側溝等に工事による土砂等が入っていないか確認しなければならない。また必要に応じて、道路側溝等の清掃を行わなければならない。

2. 請負者は、全ての後片付け完了後、関係区長及び周辺住民に工事完了の報告を行わなければならない。なお、関係区長及び周辺住民から意見や不具合などの話があった時は、監督員に報告をしなければならない。

